

一般社団法人国際物理オリンピック 2023 記念協会
旅費、謝金ならびに報酬に関する規則

2020年3月11日理事会決定

2024年8月2日一部改正

(総則)

第1条 本規則は、一般社団法人国際物理オリンピック 2023 記念協会（以下「本法人」という。）の役員ならびに事業委員会の依頼による活動（以下「本法人活動」という。）を行う者に対する旅費、謝金、報酬について定める。

(旅費（交通費及び宿泊費）)

第2条 本法人活動のための旅費（交通費及び宿泊費）は、本法人活動を行った者の精算請求に基づいて、第4条で定める旅費算定基準に照らし合わせて経済的かつ効率的な経路と方法について支給する。なお、経済的かつ効率的な経路と方法以外での旅行の場合、原則として、その経済的かつ効率的な経路と方法での旅費の金額までを打ち切り支給する。

2 本法人活動を行った者に旅費を支給する区分は、別表第1のとおりとする。

(旅費精算書)

第3条 旅費（交通費及び宿泊費）の精算請求に際して、本法人活動を行った者は所定の様式（書式1旅費精算書）に用務先、用件（会議等打合せの場合には、議事録等の写しでも可能）、経路区間、交通機関の種別、金額その他必要な事項を記載して必要書類とともに提出する。

2 経路区間は、起点を勤務先または自宅の最寄り駅とし、用務先の最寄り駅等までとする。

3 本法人活動と異なる活動が本法人活動の前後に加わるときは、本法人活動に関わる部分の移動に関してのみ支給する。

4 旅費（交通費及び宿泊費）の精算に係る全ての領収書の宛先名は、本法人名とする。

(旅費算定基準)

第4条 支給する旅費（交通費及び宿泊費）は、次項から第4項までに定めるところによる。なお、外国旅行の場合、特に定めがないときはこれらを準用する。

2 鉄道、バス、航空機、船舶の運賃

(1) 経路区間の移動（往復）に要する乗車券等の実費を支給する。

(2) 起点と用務先までの最短距離が2km以上の場合から旅費を支給する。

(3) 利用する交通機関は、最も経済的な経路と方法によるものとする。ただし、季節・曜日により料金が変動する場合は、その季節・曜日における最も安価な料金により計算する。

(4) 特別急行料金は1区間・1列車毎に100km以上、普通急行料金は同じく50km以上の場合に限り支給する。ただし、限られた日程の中で効率的に本法人活動を遂行する必要がある場合であって、本法人代表理事が適当と認めるときには、1区間・1列車毎に100km未満でも、領収書を提出することをもって特別急行料金を支給することができる。

- (5) JR で片道営業キロが 601km 以上の区間を往復乗車する場合は、往復割引乗車券を利用するものとする。
- (6) 旅費算定の根拠書類として、Web サイト路線情報を添付するものとする。
- (7) 航空機の利用は、原則として首都圏と北海道・四国・九州の各地方の間を移動する場合とし、本法人活動の用務の開始時刻や終了時刻などから止むを得ない場合等に限る。また、原則として割引運賃で利用するものとする。なお、JR 等による旅程で最も経済的な経路と方法の場合の旅費以上は支給しない。
- (8) 航空運賃領収書と搭乗半券等については、旅費精算書とともに提出する。
- (9) タクシー利用については、手持ちによる持参以外に方法の無い大きな荷物がある場合及び公共交通機関が著しく不便な場合等、利用が止むを得ない合理的な理由がある場合に限り認めることができる。なお、タクシーを利用した場合、領収書及び行程・理由を旅費精算書に添付して提出する。

3 日当

- (1) 日当の額は、別表第 2 による。
- (2) 日当は、本法人活動で移動する際に支給することができる。ただし、謝金が支払われる場合は、日当は支給しないものとする。
- (3) 日当のうち、半額を昼食代相当に、残り半額を諸経費とみなし、1 日単位で支給する。
- (4) 諸経費とみなしている部分には、宿泊場所と用務地間の旅費（交通費）が含まれる。
- (5) 昼食が支給される場合は、日当のうち半額のみ支給する。
- (6) 日帰り出張等で片道 100km を超える場合は、全額支給する。
- (7) 日帰り出張等で片道 40km 以上から 100km 未満の場合は、定額の 2 分の 1 以内において支給する。
- (8) 日帰り出張等で片道 40km 未満の場合は、定額の 3 分の 1 以内の支給を可能とする。

4 宿泊費

- (1) 宿泊費の額は、別表第 3 による。
- (2) 本法人活動の用務の開始時刻または終了時刻により宿泊が必要となる場合には、宿泊費を支給する。
- (3) 宿泊の領収書は、旅費精算書に添付して提出する。
- (4) 本法人が主催する事業に参加する者の日当及び宿泊費（以下「宿泊費等」という。）は、国内旅費に準ずる。

（支払方法）

第 5 条 旅費（交通費及び宿泊費）の支払方法は、原則として、本人名義の銀行口座への振込みとする。

2 旅費発生 1 回につき往復交通費が 3,000 円未満の場合は、9 月末日及び 3 月末日に合算して振込むものとし、1 回の往復交通費が 3,000 円以上の場合は、旅費精算書提出月末締めで翌月末払いとする。

（謝金等）

第 6 条 本法人活動に係る謝金及び報酬（以下、「謝金等」という。）については、別表第 4 により支払うことができる。実際の支給額及び支給の対象となる活動は、各年度に理事会で決定する。

2 事業等の運営業務及び決算業務（以下「事業運営業務等」という。）を行った役員については、定款

第 30 条により、社員総会において認められた場合、本規則に従って算定した額を社員総会の決議を経て、謝金等として支給することができる。

3 事業営業務等を行った役職員、事業委員会委員及び専門委員については、理事会での決定により、謝金等を支給することができる。

4 業務の効率化の観点から、在宅勤務を行うことが適当と認められる場合、在宅での業務を円滑に遂行するための環境整備等にかかる経費として、事業運營業務等を在宅で行った職員及び雇用を伴わない業務協力者に対しては、理事会で決定した期間を根拠にした在宅業務支援手当又は在宅業務支援謝金として支給することができる。

(役員報酬等)

第 7 条 役員（理事及び監事）は、その在任中、旅費以外の謝金及び報酬を受けず、退任時において退職金は支給されない。

2 但し、前条に定めた場合においては、この限りでない。

(規則の変更)

第 8 条 この規則の改廃は、理事会の議決をもって行うものとする。

附 則

1 この規則は 2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は 2020 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は 2021 年 12 月 7 日から施行する。

附 則

1 この規則は 2023 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

1 この規則は 2023 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

1 この規則は 2023 年 9 月 26 日から施行し、2023 年 5 月 13 日から適用する。

附 則

1 この規則は 2024 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

1 この規則は 2024 年 7 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条第2項関係）

支給区分	左欄の支給区分に相当する者
本法人の役員又は事業委員及び専門委員	<p>本法人の役員以外の者は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大学、大学共同利用機関、文部科学省の施設等機関のうち科学技術・学術研究を行う機関、及び高等専門学校（以下「大学等」という。）に所属する長、教授職又は教授職相当の者 2. 前1にある大学等の職にあった者 3. 前1～2に示す職に相当するものとして、会長が認める者
職員または本法人活動を行う者	<p>本法人の職員以外の者は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. 前1にある大学等で、准教授、講師、助教の職及びその他の職員 5. 前4にある大学の職にあった者 6. 前4～5に示す職に相当するものとして、会長が認める者
その他学生等	本法人活動を行う学生、高校生及び大会運営に伴う協力者

別表第2（第4条第3項関係）

支給区分	内国旅行の日当 (1日につき)	外国旅行の日当 (1日につき)
本法人の役員又は事業委員会委員及び専門委員	3,000 円	A 地方 7,600 円、B 地方 5,300 円
職員または本法人活動を行う者	2,400 円	A 地方 6,200 円、B 地方 4,300 円
その他学生等	1,700 円	該当なし

別表第3（第4条第4項関係）

支給区分	内国旅行の宿泊費 (1夜につき)	外国旅行の宿泊費 (1夜につき)
本法人の役員又は事業委員会委員及び専門委員	14,800 円	A 地方 23,600 円、B 地方 16,300 円
職員または本法人活動を行う者	13,100 円	A 地方 19,100 円、B 地方 13,200 円
その他学生等	8,700 円	該当なし

備考1：別表第3の宿泊費の金額については、国家公務員等の旅費に関する法律に規定する「別表第一：内国旅行の旅費（第二十条―第二十四条、第二十七条、第二十八条関係）」を参照して定めるものである。

また、この金額により難しい場合は、増額・減額調整も含めて、その都度理事会において決定する。

備考2：別表第3のA地方及びB地方とは次のとおりとする。

A 地方	国・地域	北米	北アメリカ大陸(メキシコ以南の地域を除く。)、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ(西インド諸島及びマリアナ諸島(グアムを除く。))を除く。)
		欧州	ヨーロッパ大陸(アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、モルドバ及びロシアを除く。)、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺島しょ(アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。)
		中近東	アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェイト、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ
	都市	シンガポール、モスクワ、アビジャン	
B 地方	A 地方以外の国・地域及び都市		

別表第 4 (第 6 条関係)

種 別	内 容	基準金額 (税別)
講演謝金	講演における謝金 1 日 1 回当たり	卓越した識者： 50,000 円 上記に準ずる者： 30,000 円
運営業務謝金	事業運営業務における専門業務謝金 1 日当たり	卓越した専門家： 50,000 円 創造的な専門家： 30,000 円 上記に準ずる者： 20,000 円
	事業運営業務における一般業務謝金 1 日当たり	責任者： 15,000 円 上記に準ずる者： 10,000 円
学生アルバイト謝金	時給単価は、1 時間当たり	1,500 円
	1 日 8 時間を超えての時給単価は 1 時間当たり	1,900 円
在宅業務支援謝金	在宅で事業運営業務等を行った期間を根拠に、謝金 1 月当たり	3,000 円

備考 1：別表第 4 の謝金の基準金額により難しい場合、若しくは別表第 4 以外の業務で謝金を支払う場合は、その都度理事会において決定する。

備考 2：別表第 4 の在宅業務支援謝金は、在宅勤務を行うことが適当と認められる場合、在宅での業務を円滑に遂行するための環境整備等にかかる経費として、大会運営業務等を在宅で行った雇用を伴わない支援者に対しては、業務等に携わった期間を根拠にした月額 3,000 円を支給することができる。

【参考】

一般社団法人 国際物理オリンピック 2022 協会 定款（抜粋）

（報酬等）

第 30 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、社員総会において特に認められた場合には、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として本法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)として、支給することができる。